

阪大分会ニュース

関西単一労働組合大阪大学分会
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449
http://handaibunkai.xxxxxxxx.jp/
E-mail:handaibunkai@yahoo.co.jp

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも
入れる組合です

2015年3月末雇止め解雇阻止！

団交時間制限・時間帯の押しつけを撤回せよ！

5年上限を撤回！

尾山理事は団交に出席せよ！

関西圏組合と11月1日、

共同要求書(裏面)を提出しました！



非常勤職員のみなさん。本日、私たちは関西圏大学非常勤講師組合(以下、関西圏組合)と共に、大学に対して共同要求書を突き付けました。大学は長期非常勤職員に2015年3月末雇止めだけでなく、非常勤職員および非常勤講師に雇用期間「5年上限」を導入し、次々と雇止め解雇攻撃をかけてきています。しかし、私たちはこのような悪辣な大学の非常勤使い捨て・差別と絶対に許さず闘っています。

関西圏組合の新屋敷委員長は「5年上限」を許さないために、阪大を刑事告訴して闘っています。10月27日には、関西圏組合主催の「5年上限」問題学習会が開催され、首都圏大学非常勤講師組合の松村委員長から「早稲田大学では刑事告発以降、死活問題だ！と言って100名もの組合加入があった」「大学内の非常勤講師と非常勤職員がつながっていくことが大切だ。専任教員とも」と勇気づけられる報告がありました。

そうです！今こそ、非常勤職員と非常勤講師がしっかりと手を結び、また、正規教職員とも一緒になって闘う時なのです。非常勤職員のみなさん、ともに声をあげましょう。

「次年度の更新はなし」を認めないぞ！！

長期非常勤職員は「働きつづけたい！」と強く願っています。一方、大学は来年(2014年)3月末の契約更改に際して、「次年度の更新はない」と押しつけてくることが予測されます。

2015年3月末雇止め解雇を許さず、2015年4月以降の継続雇用を勝ち取るために、「次年度の更新はなし」を認めない・許さない取り組みは緊急を要しています。どんなことでも相談にお越しくください。お待ちしております。

非正規労働者の談話室

10月31日(木) 第3合議室
11月14日(木) 第3講座室
12月12日(木) 第2合議室

* いずれも午後6時-9時

豊中市立千里中央公民館

(千里中央駅下車)

2013年11月1日

国立大学法人大阪大学
学長 平野俊夫 様

関西圏大学非常勤講師組合
執行委員長 新屋敷 健
関西単一労働組合
執行委員長 山鹿 美保
同大阪大学分会
分会長 加藤多恵子

抗議および団体交渉要求書

1. 中央労働委員会は大阪大学不当労働行為再審査事件(平成23年(不再)第18号)において、大学が大阪大学教職員組合(以下、阪大教職組)と箕面地区教職員組合(以下、箕面教職組)らとの団交を昼休みの時間帯で1時間に制限していたことについて、昼休憩の権利を剥奪するものであり、一般に1時間では実質的な交渉の確保には不十分として不当労働行為を認定した。大学は阪大教職組と箕面教職組らに対して、自らの不当労働行為を謝罪した。にもかかわらず、関西圏大学非常勤講師組合(以下、関西圏組合)や関西単一労働組合大阪大学分会(以下、関単労阪大分会)に対しては、現在もなお不当にも団交時間を1時間と制限し続けている。さらに、団交時間帯について、関単労阪大分会の午後6時からという要求を一切受け入れず、組合員の就業時間開始の1時間前の午前9時からを強制している。我々は、この大学の団交時間帯と時間制限の一方的押し付けを断じて認めることはできない。大学は即刻撤回するべきである。
2. 大学の人事労務戦略・多様な人材活用・事務改革担当の理事である尾山眞之助理事は、阪大教職組の団交には、大学の団交責任者として出席している。従って、同組合に対する回答書も同理事名である。しかし、関西圏組合と関単労阪大分会の団交には尾山理事は出席せず、本部事務機構総務企画部部长が団交責任者として出席し、回答書も同総務企画部部长名である。これは明らかに組合間差別であり、看過することはできない。我々は、尾山理事が両組合の団交に大学の団交責任者として必ず出席することを要求する
3. 本年4月、大学は労働契約法「改正」を悪用して、一方的に非常勤職員の最大雇用年数を5年に短縮し、非常勤講師についても「5年上限」を厳格に適用した。これは非常勤職員および非常勤講師の労働条件の不利益変更問題であり、我々両組合に対して提案し、協議し、合意を得て決定しなければならない。しかし、大学は我々両組合を無視して一方的に決定したのであり、我々は満腔の怒りをもって抗議する。特に、大学は「非常勤講師と結んでいるのは準委任契約で労働契約ではないから、非常勤講師は労働者に当たらない」と非常勤講師の労働者性を否定していることは、言語道断であり、断じて認めることはできない。大学は非常勤職員および非常勤講師に対する労働契約期間「5年上限」を撤回しなければならない。
4. 我々非常勤職員・非常勤講師は、学長を頂点とする大学の差別構造下の格差社会の底辺に置かれ、これまでは大学の都合のいいように使われ、そして、使い捨てされてきた。しかし、今、我々はこれをきっぱりと拒否し、共同で下記の事項を要求する。これらの要求に対して、11月13日正午までに文書にて回答をおこない、同日午後6時より大学内にて団体交渉をおこなうことをあわせて要求する。

記

- (1) 両組合に対する団交時間制限および関単労阪大分会に対する団交時間帯の一方的押し付けを撤回すること。
- (2) 尾山眞之助理事は両組合との団交に出席すること。
- (3) 非常勤職員および非常勤講師に対する労働契約期間「5年上限」の一方的導入を撤回すること。

以上